

貿易関係証明に関する誓約書（申請者向け）

西暦 年 月 日

商工会議所 御中

1. 当社／私は、1923年11月3日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第17号）ならびに商工会議所法（昭和28年法律第143号）第9条第5号および第6号に基づいて、貴所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明（以下「貿易関係証明」という。）に関し、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」（以下「認証規程」という。）に則り提出する申請書類（典拠書類を含む）の記載内容が全て真実かつ正確であることを保証します。
2. 貿易関係証明の申請に当たっては、権限を有する者の貿易関係証明申請者署名届および貿易関係証明申請者業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳（以下「登録台帳」という。）ならびに必要な典拠書類を提出し、申請者としての登録を行います。
3. 当社／私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。もし万一、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じるおそれがある場合、もしくはそれらが生じた場合においては、下記の諸条件によってその処理にあたり、その一切の責任を負うとともに、貴所に迷惑をかけないことを誓約します。
 - (1) 通知の義務
貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生のおそれがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。
 - (2) 弁償の義務
貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者より訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁償します。
 - (3) 誓約事項に違背した場合
上記誓約事項について違背の事実が判明した場合、もしくは違背の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認証規程に基づき貴所が採られる申請者としての登録の抹消または貿易関係証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申立てません。
4. 当社／私は、代行業者に貿易関係証明の申請を委託する場合、代行業者に認証規程を遵守させ、その申請に係る一切の行為に対し全責任を負うことを誓約します。

※貿易証明登録番号

社 名

社 印

代表者名

代表者印